

# 兵庫県公報

令和7年12月5日 金曜日 第675号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
○ 同 上（同）	2
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（法務文書課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	12
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1070号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1 | 名 称     | 正愛病院           |
|   | 所在地     | 川西市久代2丁目5-34   |
|   | 認定年月日   | 令和7年11月18日     |
|   | 認定の有効期限 | 令和10年11月17日    |
| 2 | 名 称     | 医療法人晋真会 ベリタス病院 |
|   | 所在地     | 川西市新田1丁目2番23号  |
|   | 認定年月日   | 令和7年11月18日     |
|   | 認定の有効期限 | 令和10年11月17日    |
| 3 | 名 称     | 医療法人社団松本会 松本病院 |

所在地 加古川市加古川町栗津232番地の1  
 認定年月日 令和7年11月18日  
 認定の有効期限 令和10年11月17日



**兵庫県告示第1071号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
山田	朝来市		新井	八王寺	20番の一部、21番の一部、22番、23番の一部、24番
				山田	35番1の一部、39番、40番、41番2から41番4まで、42番、43番、44番1、44番2、45番から48番まで、51番1から51番4まで、54番1から54番6まで、55番、56番1、56番3、39番から43番に至る地先の道路敷、46番から48番に至る地先の道路敷、56番1地先の道路敷
				青坂	342番、343番、344番の一部、345番の一部



**兵庫県告示第1072号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
藤尾	美方郡	新温泉町	藤尾	向山	27番1の一部、28番の一部、29番1の一部
				夕ワ	467番の一部、468番の一部、469番、469番1、470番から472番まで、473番の一部、474番、475番2の一部、476番の一部、477番の一部、478番、479番1の一部、479番2の一部、474番地先の無番地、467番から468番に至る地先の道路敷の一部、477番地先の道路敷の一部
				川東	481番、482番、483番1、483番2、484番、485番1、485番2、486番、487番1から487番3まで、490番、491番、491番1、492番、499番の一部、500番、537番、482番から537番に至る地先の道路敷、490番地先の道路敷の一部、500番地先の道路敷の一部、485番1から537番に至る地先の水路敷

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年12月5日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
公文書保管管理業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和8年2月1日から令和13年1月31日まで
- (4) 応募方法  
単独企業によるものとする。
- (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書及び入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館12階  
兵庫県総務部法務文書課  
電 話 (078) 341-7711 内線72364
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和7年12月5日（金）から同月19日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和8年1月16日（金）午前10時30分 兵庫県庁別館1階B会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年1月15日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月14日（水）正午までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合は、この限りではない。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合は、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、本業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合等財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りではない。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年1月30日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature of the required service:

Document storage service using warehouse facilities

- (3) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 December 19, 2025
- (4) Deadline for tender:  
10:30 January 16, by direct delivery  
17:00 January 15, by mail
- (5) Office to contact concerning the notice:  
Documents & Legal Affairs Division, General Affairs Department,  
Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 72364



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
篠原伯母野山IV (101020144)	神戸市灘区篠原伯母野山2丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桃山台Ⅱ (101060137)	神戸市垂水区桃山台2丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第805号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

桃山台Ⅱ(101060137)の項中別図109を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第346号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

野間川右支溪第一I(214010081)の項中別図174を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 改正の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表



提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

野間川右支溪第一 I（214010081）の項中別図32を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び西脇市役所建設水道部土木課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所

〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

大和(32)Ⅱ（131030117）の項中別図117を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成30年兵庫県告示第352号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

大和(32)Ⅱ（131030117）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所  
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所  
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1及び別図2は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所  
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
- (3) 提出期限  
令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和7年12月11日（木）から同月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 3 指定の案の閲覧場所  
西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400
- (3) 提出期限  
令和7年12月25日（木）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年12月11日(木)から同月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所  
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和7年12月25日(木)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月24日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年12月5日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーマルハチ日生中央店  
所在地 川辺郡猪名川町伏見台一丁目1-56ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイセイ	神戸市中央区大日通一丁目2番18号	栗花正雄

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前

(仮称) スーパーマルハチ日生中央店

- (2) 変更後  
スーパーマルハチ日生中央店
- 4 変更年月日  
令和7年9月30日
- 5 届出年月日  
令和7年11月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間  
令和7年12月5日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和8年4月6日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号